

# 教職科目「教職論」のカリキュラム開発に関する一考察(Ⅱ)

—大学のテキスト分析を中心として—

田代直人、佐々木司、金田重之、川野哲也

## A Consideration on the Curriculum Development of Teacher Training Courses: Analyses of the Textbooks for "Introduction to the Teaching Profession" (Ⅱ)

Naoto TASHIRO, Tsukasa SASAKI, Shigeyuki KANEDA, Tetsuya KAWANO

### 研究の目的・方法

大学における講義内容は、各講義担当者の判断に委ねられている。このことは各担当者の独自性を発揮できる利点を有するものである。他方、講義内容が担当者の研究成果のみに依存したり、視野の狭いものになる恐れがある。本研究ではこの点を踏まえ、教職科目である「教職論」（「教職概論」等の名称あり）にスポットをあて、カリキュラム開発の観点から、講義担当者が講義内容を標準化する上での、参考に供するための資料を整理し、それを忠実に提示することをねらいとしている。

カリキュラム開発に当たっては、講義内容を網羅しているシラバスを分析することも有効であるが、本研究ではテキストの分析を行い、上記の研究目的を満足しようとするものである。本研究（Ⅰ）では、①テキストの章の分類と典型的と思われるケースの紹介、②索引項目の分類、③テキストとして工夫されていると考えられる点の紹介を行った。本研究（Ⅱ）では、テキストの章の分類にしたがって、各章の節・項目等にスポットを当て、主にどのような内容構成になっているかの資料の提供を行いたい。そして、蛇足かもしれないが若干のコメントを加えることとする。

本研究における分析対象のテキストには、継続研究であることを勘案し、本研究（Ⅰ）と同様に、以下のように便宜的に番号をつけ、著者、タイトル、発行者、発行年を示した。なお、テキストの選定に当たっては、特定の視点からではなく、2000年以降に発行され、入手可能なものとした。

- 【1】西林克彦ほか編『教師をめざす』新曜社、2000年3月
- 【2】伊藤 敬編『21世紀の学校と教師—教職入門』学文社、2000年3月
- 【3】田井康雄編『教育職の研究—教師を志すことの意義—』学術図書出版、2000年10月
- 【4】山崎英則・西村正登編『求められる教師像と教員養成』ミネルヴァ書房、2001年6月
- 【5】米山 弘編『教師論』玉川大学出版部、2001年3月
- 【6】谷田貝 公昭・成田 国英・林 邦雄編『教師論』一藝社、2002年5月
- 【7】蔵元 幸二・半田 博編『21世紀の教職—生きる力を育む』EXP、2002年3月

- 【8】 日本教師教育学会編『教師とは－教師の役割と専門性を深める』学文社、2002年10月
- 【9】 伊藤 一雄・北川 一幸・溪 逸哉『教職への道標－現場で役立つ教職概論』サンライズ出版、2004年6月
- 【10】 佐島群巳・黒岩純子編『教職論－教師をめざす人のために』学文社、2005年1月
- 【11】 土屋 基規編『現代教職論』学文社、2006年3月
- 【12】 秋田 喜代美・佐藤 学編『新しい時代の教職入門』有斐閣、2006年4月
- 【13】 大津 尚志・坂田 仰編『はじめて学ぶ教職の基礎－教師になることを考えるあなたに』協同出版、2006年11月
- 【14】 中野 啓明編『現代の教職原理』考古堂書店、2007年4月
- 【15】 篠田 信司『教職の意義と教員の職務』第3版、三省堂、2007年12月
- 【16】 小笠原道雄ほか編『教職概論』福村出版、2008年3月
- 【17】 田中 耕二郎・井ノ口 淳三編『教職概論－教師になるには』ミネルヴァ書房、2008年5月
- 【18】 秋山 弥監修、作田良三ほか編『教師の仕事とは何か－スキルアップへのファースト・ステップ』北大路書房、2009年2月
- 【19】 佐々木 芳輝『必携 教職入門－先生のための教科書』本の森、2008年1月
- 【20】 赤星晋作編『新教職概論』学文社、2008年10月
- 【21】 教職問題研究会編『教職論－教員を志すすべてのひとへ』第2版、ミネルヴァ書房 2009年3月
- 【22】 田井 康雄編『新教育職の研究－新たな教育環境に生きる教師のあり方』学術図書出版社、2009年4月
- 【23】 武安 宥・角本 尚紀編『教職概論』昭和堂、2009年4月
- 【24】 塩見 慎朗・長尾 和英編『教職と人間形成』第2版、八千代出版、2009年4月
- 【25】 柴田 義松・山崎 準二編『教職入門』学文社、2009年4月
- 【26】 教職課程研究会『教職必修 新教職論』実教出版、2009年6月
- 【27】 古橋和夫編『改訂教職入門－未来の教師に向けて－』萌文書林、2009年11月
- 【28】 石村 卓也『教職論－これから求められる教員の資質能力』昭和堂、2010年4月
- 【29】 佐藤 晴雄『教職概論－教師を目指す人のために』学陽書房、2010年4月
- 【30】 佐藤 徹編『教職論－教職につくための基礎・基本』東海大学出版会、2010年4月
- 【31】 新井 保幸 江口 勇治編『教職論』培風館、2010年6月
- 【32】 姉崎 洋一・大野 栄三・近藤 健一郎編『教職への道しるべ』八千代出版、2010年10月

なお、上記のテキストのうち、ここでは形式上の都合によりテキスト番号【8】、【14】をのぞく。従って、本研究での分析対象のテキストは30冊である。

本研究（Ⅰ）において、テキストを分析し、章の分類を試みたところ、およそ15に分類することができた。本研究（Ⅱ）では、これらの分類のうち、「教育（学）一般」および「その他」をのぞく、13分類の章を対象に、その内容を分析することとした。

（田代直人）

## I. 「教職論」の基礎に関する分野

### 1. 教職の意義

単一標記の章（例えば「教職の意義」といった標記の章、「教職の意義と役割」とのタイトルの場合は「複数標記」の章と、便宜的に記す）のテキストから見ていこう。

【22】「教師になる意義」は、第1節「はじめに」、第2節「教師になる意義の語り方（1）」（「子どものため」という意義、「子どものため」と操作性）、第3節「教師になる意義の語り方（2）」（「自分のため」という意義、「自分のため」という意義の特徴）、第4節「現代の教師に必要な意義」（ポストモダンという時代、子ども時代の忘れ物）、第5節「おわりに」、の順に考察されている。章のタイトルが「教職の意義」ではなく「教師になる意義」とし、節が設定されている点に著者の「思い」が感じられる。

【28】「教職の意義」では、「はじめに」に続いて、第2節は「教職について」であり、①先生～教諭、②教職の範囲、③教職の特殊性、④教職の資質能力、⑤教員像、⑥教職の意義、の観点から説明されている。この章はテキストの最初のそれであり、本論である第2節において、教職そのものの説明から入っている点は当を得ていると思う。また、教職の資質能力や教員像に関して国の審議会の答申を紹介した後に、教職の意義について言及されている点は留意すべきところである。

【29】「教職の意義」は、上記のテキスト番号【28】と同じく、第1節「教職とは何か」（「教師」という言葉、法律から見た教職の範囲、教職の特殊性）を踏まえ、しかる後に第2節で「教職の意義」を①子どもの人格形成②社会・国家・地球の発展への寄与③地域の文化的創造への貢献の観点から、概説している。

複数標記の章のテキストについては、タイトルと関連する節・項目を紹介しよう。【9】「教職の意義と教員の役割」（第1節「教職の歴史と意義」－①さまざまな教職論、②教職の意義と教員の仕事）。【20】「教職の意義と役割」（第1節「教職の意義」－①人間と教育、②文化の伝達と人格の完成、③「教える」と「育てる」）。【24】「教職の意義と教育者論」（第2節「教職の意義とやりがい感」－①教職の意義と制度的要請、②バーンアウトと教職のやりがい感）。【21】「教職の意義と教員の使命・資質」、【23】「教職の意義と教育実習」。（【21】と【23】は「教職の意義」との標記の節が見当たらないため章のタイトルのみ紹介）。

なお、この分野に該当するテキスト数は8冊であるが、これらのうち第1章に位置付けられているものは5冊（62.5%）であった。また教職の意義づけにおいて、その重要性を示す「教育は人にあり」、「教育は人なり」などの文言が見られたテキストは、1冊であった。もっとも、次に紹介する「教師像」の分野で節の中の1項目としてこの文言が見られた。

### 2. 教師像

単一標記の章のテキストから紹介すると、【4】「教師像の類型」は、第1節「教師とは」、第2節「教師像の追及（1）－日本の場合」、第3節「教師像の追及（2）－外国の場合」、第4節「いま、教師に求められているもの」（「教師をめぐる若者たち」、教師職人論、トーマス・リコーナ、教育は人なり）から構成されている。第2節では羽仁もと子、倉橋惣三、小原国芳らの教師

像を、第3節でケルシェンシュタイナー、カーゼルマン、シュタイナー等の教師像を描いている。先の「教職の意義」のところで紹介したが、この教師像においても第4節で「教育は人なり」の項目が見られる点を再度指摘しておきたい。

ところで教師像の類型を歴史の変遷の視点から解説しているテキストが、【31】「教師像の変遷」である。その節の構成を見れば、第1節「教師聖職論」（自然発生的な庶民的教師聖職論、国家権力による政治的・政策的教師聖職論）、第2節「教師労働者論」（戦前の教師労働者論、戦後の教師労働者論）、第3節「教師専門職論」（教師の地位に軸足を置いた専門職論、子どもの学びに軸足を置いた専門職論）である。

【29】も上記のテキストと同じく歴史の変遷の視点を含めた説明を行っている。すなわち、章のタイトル「教職観と理想の教師像」のもとに、第1節「教師像をめぐる問題」、第2節「日本の伝統的な教師像」（人格主義的教師像、近代日本の教師像の類型）、第3節「教師観の変遷から見た理想の教師」（聖職者としての教師、労働者としての教師、専門職としての教師、専門職観の変化）、第4節「学習者にとっての理想の教師」（子どもが期待する教師像、これからの理想的教師、大学生がイメージする理想の教師）、第5節「テレビドラマから見た理想の教師」（ドラマの教師のタイプ、ドラマ教師の条件）から成っている。これらのうち、第5節はテレビドラマを取り上げ教師像について説明しており、親しみやすいものであると思う。このなかで、「これまでに放映された主な教師ドラマ」を①カッコよい教師②人間的教師③理想追求教師など6つに分類して表示している点は、興味深い。

【28】は章のタイトルが「教職観」となっているが、内実は「教師像」と判断して、ここで取り上げることにした。この章では「はじめに」に続いて、「教師像」に関して戦前の教師像、戦後の教師像（聖職者論、労働者論、教育専門職論）、子供が期待する教師像、保護者、教育長、校長、教頭、教員が求める教員像、の順に論述されている。この章の多くは戦後の教師像の説明に割かれている。また、「教師像」を「教職観」とほぼ同義にとらえている点は注目されよう。

【32】「求める教師像」は、第1節「1990年代後半になされた教育職員養成審議会の3つの答申」（教育職員養成審議会答申の時代状況、教育職員養成審議会が示した教職歴に応じた教師像）、第2節「教員免許制度改革の「求める教師像」」（教育職員免許法改正（1998年）、「教職実践演習」と教員免許更新制の導入）、第3節「教員採用選考において掲げられている「求める教師像」」、第4節「皆さんが「求める教師像」を」、といった構成で論じられている。このテキストでは教師像を一般論としてではなく、国の諮問機関の答申・教育職員免許法といった法規定・都道府県等の教員採用選考試験など、それぞれの立場の観点から提示しようとしている。

以上の他は、章のタイトルのみを紹介すれば次のとおりである。【11】「21世紀の教師像と教師教育の探求」、【13】「教員養成制度と求められる教師像」、【24】「現代的課題と求められる教師像」、である。

なお、教師像に関する説明について強いて大ざっぱな分類を試みれば、①歴史の変遷の観点からの教師像の類型論（【28】、【29】、【31】）、②教職観の観点からの教師像【28】、【29】）、③立場の違いからの教師像【32】、と指摘できよう。

### 3. 教師の資質（能力）

ここでは単一標記の章を中心に、まず教育職員養成審議会等国の諮問機関の答申にスポットを当てつつ、資料を整理し紹介していきたい。【6】「教師の資質能力」は、第1節「いつの時代も求められる資質能力」、第2節「今後、特に求められる資質能力」、第3節「資質能力の形成」（大学生における資質能力の育成、教員になってからの資質能力の養成）となっている。第1節と第2節は教育職員養成審議会答申「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」（1997年）等をもとに解説している。ちなみに、第1節の「いつの時代も求められる資質能力」では、①教育者としての使命感②人間の成長・発達についての深い理解③幼児・児童・生徒に対する教育的愛情④教科等に関する専門的知識⑤広く豊かな教養⑥これらに基づく実践的指導力、の6点が紹介されている。

【15】「今後、教員に求められる資質能力」は、第1節「いつの時代も教員に求められる資質能力」、第2節「今後特に教員に求められる具体的資質能力」の2節から構成されている。両節共におおむね教育職員養成審議会答申（1997年）の紹介である。

テキスト番号【7】の第8章「いつの時代も教師に求められる資質・能力」では、第1節「教師に求められる教職に対する愛着、誇り」（適切な指導や支援をしたときの教師の喜び、子どもの能力や資質を再発見したときの教師の喜び、子どもの成長を願う教師の使命）、第2節「教師に求められる専門的な知識や技能や態度」（授業に必要な専門的な知識や技能、教科に関する知識や技能、教育課程および指導法等に関する知識や技能）、第3節「教師に求められる教養」（教育の基盤をなす人間尊重の精神が必要、広い視野から問題を解決する力が必要）から成っている。第9章は「今後の教師に求められる資質・能力」とのタイトルのもとに、第1節「地球的視野に立って行動するための資質・能力」、第2節「変化の時代を生きる教師に求められる資質・能力」（課題解決能力の必要、人間関係を円滑に保つ能力の必要、社会の変化に対応するための知識および技能の必要）、第3節「教師の職務から必然的に求められる資質・能力」（実践的指導力の必要、子ども観や教育観に関する適切な理解の必要、教科指導、生徒指導等を行うための実践的指導力の必要）というかたちで解説している。第8章と第9章は教育職員養成審議会と中央教育審議会の答申を参考にしつつも、執筆者自身の見識に依拠した説明がなされている。

【20】「教師の資質能力」は、第1節「教師の資質能力とは」、第2節「資質能力の向上をめぐる改革動向」（「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」－教養審答申（1997年）、「今後の教員免許制度の在り方について」－中教審答申（2002年）、「新しい時代の義務教育を創造する」－中教審答申（2005年）、第3節「教師に求められる資質能力－技能的側面を中心にして」（テクニカル・スキル、コンセプチュアル・スキル、ヒューマン・スキル）、第4節「教師に求められる資質能力－人格的側面を中心にして」（パーソナリティ、モチベーション、資質能力の関連構造）。このテキストでは、教師の資質能力を第3節と第4節において①技能的側面②人格的側面の2つの視点から<sup>1)</sup>、それぞれに具体的要件が提示・説明されており、参考に値すると思う。

【31】「教師に求められる資質能力」は、第1節「資質能力を問うということ」、第2節「教育改革の動向と求められる資質能力」（求められる資質能力の全体像、1980年代から1990年代の答申にみる資質能力、2000年以降の答申にみる資質能力）、第3節「学校種別にみる資質能力」（幼

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援教育)、第3節「よい教師の条件」から構成されている。

【18】「教師の資質向上の体系化」は、第1節「大学における教員養成と養成段階における資質向上」(なぜ今資質能力の向上か、養成・採用・研修の重要性、養成段階における資質能力の向上)、第2節「教員採用選考—採用段階における資質向上—」(採用段階における資質向上、選考試験の実際)、第3節「研修—現職研修段階における資質向上—」(教員の研修の位置づけと重要性、研修の内容)である。教員の資質能力そのものの説明は、上記の「養成・採用・研修の重要性」の部分で中央教育審議会及び教育職員養成審議会の答申を引用しつつなされている。

次に国の諮問機関の答申内容とは趣異なる「独自」ともいえる説明がなされているテキストに着目してみよう。【19】「教員と資質」は、第1節「教員の資質を考える」、第2節「教員に向かないと思われるタイプ」、第3節「子どもを知ろう」、第4節「特に大切な「配慮」の視点」、第5節「子どもは指導者の能力や資質の範囲内でしか育たない」、第6節「教師の思考の傾向と学習指導の関係」、第7節「子どもと共に育つのだという認識はあるか」、第8節「教育は素晴らしい仕事である」、の8節で構成されている。節のタイトルが、他のテキストの標記と異なり、学生にアピールするように工夫されているように思われる。

【17】「教員の資質と能力」については、次のとおりである。第1節「生徒の求める教員像」(まず生徒の視点から、よい授業とは、子どもの声を聴くこと、「反省的実践家」としての教員、授業以外の場面での教員)、第2節「保護者から見た望ましい教員とは」(安心してまかせられる教員、進路指導への期待)、第3節「同僚の求める望ましい教員の姿」(信頼できる相談相手、尊敬できる人格、管理職からの注文)、第4節「教育行政機関が求める教員像」(教育職員養成審議会の答申)、第5節「立場による違いの生じる理由」(さまざまな資質と能力、立場による違い、いろいろな教員の存在)、第6節「資質能力の向上と教員評価」(人事考課制度の問題点、資質能力は変化し、成長する、資質・能力の変化の歴史)。以上のような節の構成からわかるように、一般論としてではなく、生徒・保護者・同僚などの立場の違いから教師の資質能力について論じているところに特徴を見出す。

上記で紹介したテキスト番号【7】では第2章で「近代日本と「教師の歴史」—「教師の資質」の歴史的变化—」とのタイトルのもとに、第1節「近代国家の出発と教員養成」、第2節「大正自由主義と教師」、第3節「国家主義の時代と教師」、第4節「民主主義の時代と教師」と時代区分し、それぞれに強調された教師の資質について説明している。例えば、第1節では「師範教育のねらいを「順良・信愛・威重」の三気質を備えた教師を養成することとし、…教師に求められた資質として、教科についての豊かな知識より健康で頑健な身体と規律を守る軍人のような精神をもつことが重視されました」と指摘している。

以上、ここでは単一標記のテキスト8冊(テキスト【7】は3章にわたって説明しているが1冊として数えた)の章を抽出し、教師の資質(能力)に関する説明を紹介してきたが、この資質(能力)分野においては程度の差こそあれ国の諮問機関の答申が参考にされている点を改めて指摘しておきたい。

なお、本稿では「資質(能力)」としたが、テキストを見渡すと①「資質」②「資質・能力」

③「資質能力」の3つの表現がみられた。

#### 4. 教職の専門性

単一標記の章である【3】「**教師の専門性**」は、第1節「教師の専門性の現状」、第2節「教師が専門的であること」の必要性」、第3節「学校教育の領域の拡大に伴う専門性の質的变化」（家庭教育の崩壊、学校教育が家庭教育の領域を含める傾向、さまざまな教育問題に対する教育専門家としての取り組み、道徳教育の現実的有効性）、第4節「専修免許制度の意義と問題点」、第5節「専門性の維持、および高度化の条件」の、5節だてで論述されている。教職の専門性を「専門職」の観点から分析し、その質的向上に関して説明し、不断の自主研修の重要性を強調している。なお専門職そのものの要件に関しては、この章（第3章）ではなく、第2章「**教師であること**」のなかで、例えばM.リーバーマンの説が紹介されている。

【12】「**教職の専門性**」の節の構成は次の通りである。第1節「教職の専門性とは」（多様な教師像、教師が果たす機能とは）、第2節「教職に対する国際的認識」（「教員の地位に関する勧告」、「教員の役割と地位に関する勧告」）、第3節「教師の養成、成長」（教師教育に対する国際的認識、日本の養成教育の現状、日本の現職教育の現状、校長職の養成）、第4節「教育改革における教師の表象」（評価される対象としての教師、専門性の空洞化、おわりに）。この章ではユネスコの勧告を引用しつつ、教職の専門性を「専門職」の観点から位置づけ、とりわけ「自律性」という要件を強調している。

複数標記としての2冊の章に関して関係する節を紹介すれば、【10】「**教育職員免許法と教師の専門性**」は、免許法に規定された、教員養成における教職の専門性に必要な科目・取得単位数の変遷について説明している。【27】「**教職の専門性と研修**」では、教職の専門性を高めるための研修の意義や制度に関する論述が中心である。専門性についての説明は、「教員研修の必要性」の部分で、ユネスコの『教員の地位に関する勧告』（1966年）を引用しつつ、「専門性」を「専門職」として位置づけている。

教職の専門性のとらえ方に関しては、およそ①職業の性格的側面から規定される「専門職」との観点、および②職務内容的側面から規定される「資質（能力）」との観点到大別されると思う。

（田代直人）

## Ⅱ. 教師の職務内容に関する分野

### 1. 教師の教育活動（学級経営を含む）<sup>2)</sup>

教師の教育活動に関するものは、いずれも単一標記であると判断できる。

【26】「**教諭の教育活動の実際**」は、第1節「学級（ホームルーム）担任の職務」、第2節「教科指導の課題」、第3節「道徳の指導」、第4節「総合的な学習の時間」の指導」、第5節「生徒理解と生徒指導」、第6節「進路指導の意義と役割」、第7節「校務上の学校文書の取り扱い」から構成されている。章というレベルで見えた場合、ひとつの章のなかで教師の教育活動を幅広く扱っているのが特徴的である。

【13】は「**教員の職務Ⅰ**」「**教員の職務Ⅱ**」と題する2つの章に区分するかたちで、「教員24時

間、「教科指導」、「教科外活動指導」（以上、「職務Ⅰ」）、「学級・ホームルーム担任」、「校務分掌」、「部活動」（以上、「職務Ⅱ」）について記述してある。例えば「教員 24 時間」では、教員の 1 日の生活を、小・中・高校の教員がそれぞれ記述している。多忙な様子が描かれてはいるが、そのなかで、熱意をもって子どもと向き合い、その成長ぶりをみることのできる教職の素晴らしさが伝えられている。教師の 1 日の仕事を、学校段階別に具体的に記してあるので、分かり易い書き方になっている。

【31】「**教科指導と教師**」は、諸教科、諸教材とその指導（授業）の在り方、それらの教育資源や要素を適切に活用しようとする教師の指導の在り方について述べたものである。第 1 節「教師と児童生徒の間にある教科とは何か」、第 2 節「学習指導要領における教科指導の基本とは何か」、第 3 節「いま大切な教科指導の原理・原則を考える」、第 4 節「教師の力量が反映する教科指導」、第 5 節「指導する教科から自分らしい教材をつくることの必要性」、第 6 節「時代と人々が求める教材の開発とその指導」、第 7 節「指導に基づく評価を活かすことの意味とは」、第 8 節「各教科等」の範囲を教科指導を活かすことへ」、第 9 節「教科指導は誰のため、何のためか」によって構成されている。

【7】「**音楽教育の実践的指導力をのばすために**」は、その名のとおり、音楽教育を通してみた場合、教師の実践的指導力をいかにしてのばすことができるについて書いてある。音楽教育を前面に出した章でありユニークである。内容は、第 1 節「音楽教育をするにあたってどのような資質が必要か」、第 2 節「音に対する鋭敏な耳と繊細な感性を磨く」、第 3 節「ピアノの技術を磨く」、第 4 節「総合的に「音楽する力」を磨く」となっている。音楽の教師を目指す者にとっては、興味深い内容であろうと思われる。

【32】「**特別活動と教師の仕事**」は、特別活動における教師の仕事について書かれたものである。第 1 節「特別活動の領域」、第 2 節「学習指導要領にみる特別活動の目標」、第 3 節「学級における集団づくりと担任・教師の役割」、第 4 節「自立と協同、連帯をめざして」、第 5 節「部活動と教師の仕事」、第 6 節「学校行事と生徒の仕事」、第 7 節「生徒会と教師の仕事」、第 8 節「自主研修を基本とした修学旅行」から構成されている。例えば、「部活動と教師の仕事」においては、部活動も教育の一環であり、生徒にとっては人格形成においても大きく影響を及ぼすものである。一部には「勝利至上主義」もみられるが、あってはならないと述べられている。

【16】「**「道徳教育」を担う教師**」は、第 1 節「道徳教育の意義」、第 2 節「現代道徳教育の課題」、第 3 節「体罰の問題」、第 4 節「教師の協同性と権威」から構成されている。例えば、「教師の協同性と権威」では、教師の協同関係、人間像と「子ども理解」の検討、教育課程の共有と改善の前提といった面から述べてある。

【32】「**進路指導と教師**」は、進路指導における教師の職務について書かれており、第 1 節「進路指導の役割」、第 2 節「進路指導」、第 3 節「職業・就職指導」、第 4 節「キャリア教育」、第 5 節「実際の指導」、第 6 節「拡大する進路指導の役割」から成っている。例えば、「拡大する進路指導の役割」では、シティズンシップ教育、福祉・雇用の専門家との連携の面から、進路指導の役割が広がってきていることが書かれている。

【23】「**生徒指導の理論と実践**」は、生徒指導について幅広く扱っており、第 1 節「生徒指導の



定義)、第2節「生徒指導の意義」、第3節「生徒指導の組織」、第4節「生徒理解」、第5節「教育相談」、第6節「校則」、第7節「懲戒」、第8節「出席停止」、第9節「少年非行・問題行動」、第10節「少年非行の原因と背景」、第11節「学校における生徒の問題行動と対策」から構成されている。例えば、第2節「生徒指導の意義」では、生徒指導は機能概念であって、問題を起こした生徒に対する指導にのみ終始することにならないよう心がけるべきことなどが書かれている。

【1】「学級集団」は、第1節「学級集団とは」、第2節「思い出にのこる2つの学級」、第3節「ミクロ-マクロな構造をもつ学級集団」、第4節「閉じられた学級」、第5節「開かれた学級」、第6節「まとめ」から構成されている。例えば、第3節「ミクロ-マクロな構造をもつ学級集団」では、学級集団においては、教師とある特定の児童・生徒あるいは児童・生徒どうしの、ミクロな相互作用がなされ、それが学級の一つの方向性(マクロ)を決定する要因となり、そうした意思決定がまたミクロな対人関係にも影響を及ぼすという相互規定性を特色とする「ミクロ-マクロな構造」をもっていることなどが述べられている。

【11】「教師と学級づくり」は、小・中・高校における実践から、より良い学級づくりで重要な事柄などが述べられている。第1節「授業」は、「読み書き計算の可能性」-小学校における実践から」と「良い授業」と「悪い授業」-中学校における実践から」の2つの項から、第2節「学級づくり」は、「認め合う関係づくり-小学校における実践から」と「HRづくりとは、何をつくるのか-高校における実践から」の2つの項から、第3節「保護者との関係」は、「教師が出会うのは「子どもたち」だけ?」、「物言う親、物言わぬ親、どっちがありがたい?」、「保護者との信頼をどうつくる?」の3つの項から構成されている。例えば、第1節「授業」では、読み書き計算には、それらの技能を身につけるほかに、充実感、自己肯定感、根気、集中力などを意識しながら取り組む必要があることを、小学5年生の漢字学習を例に具体的に記述してある。

以上、教師の教育活動に関するものを紹介してきた。教育活動そのものを網羅的に紹介・記述してあるものもあれば、教科指導や特別活動など、特定の教育活動に限定して述べたものもある。日本の学校で行われている活動は、そのほとんどが教育活動であり、そこにはほぼすべての教師が関わっていく。そのため、教師の教育活動も幅が広く、それを単独の章で扱っているものもあるが、むしろそれは例外的で、実際には、複数の章で書かれているものの方が多い。ただし、「教職論」という授業のためのテキストとして考えるなら、【26】のように教師の教育活動の全体像をひとつの章として記述する方が、学習者からすれば理解しやすいかもしれない。

## 2. 学校経営(教育課程の編成を含む)

### (1) 学校経営関係

学校経営に関するものは、いずれも単一標記であると判断できる。

【18】「学校の管理・運営と教師」は、第1節「学校の設置と・管理・運営の諸領域」、第2節「学校運営の組織と管理職の役割」、第3節「開かれた学校づくり」とその課題」から構成されている。各節の内容を紹介するなら、第1節では、1条校など学校の種類、校長・教頭・教諭など教職員の種類、学級編成、施設・設備の基準、学校の管理運営、教育課程の編成、教科書と教材、

児童・生徒の在籍管理、保健・安全と給食について述べてある。第2節では、校務分掌組織、職員会議、校長・副校長・教頭等の役割について書かれている。第3節では、学校評価制度、学校運営協議会、危機管理、不法侵入の防止・対応の諸側面から、開かれた学校づくりとその課題が述べられている。

【28】「**学校の組織と学校経営**」は、学校組織や関連する新しい制度などから学校経営関係を論じたものである。その内容を紹介するなら、第1節「はじめに」、第2節「組織」、第3節「学校組織」、第4節「学校経営」、第5節「学校評価制度」、第6節「新たな教員人事評価制度」、第7節「学校評議員制度と学校運営協議会制度」、第8節「リーダーシップ論」、第9節「管理職への道」となっている。例えば、「学校評価制度」については、制度創設の経緯、学校評価の目的が述べられた後、関連法制の紹介、自己評価・関係者評価・第三者評価の構造が記されている。

【24】「**校務分掌と職員会議**」は、第1節「学校経営と教員の職階」、第2節「職員会議」、第3節「学年・学級経営」から構成されている。第1節「学校経営と教員の職階」においては、学校経営とは何かの説明された後、特色ある学校づくり、学校評議員制度など地域住民の学校経営への参加について述べられている。その後、教員の職階が紹介され、校務分掌の意義とそのための組織について書かれている。第2節「職員会議」では、職員会議は校長が主宰する校長の補助的な機関であるが、教職員の強力によって学校は本来の使命を果たすことができる。したがって職員会議における全教職員相互の意見交換や共通理解の形成、協力体制の構築は必要不可欠なものであるといったことが述べられている。

【13】「**スクール・リーダーとマネジメント**」は、第1節「職人の集まり」としての学校の善さと限界」、第2節「組織としての学校」とマネジメント」、第3節「校務分掌という仕事とスクール・リーダー」、第4節「保護者や地域住民のマネジメントへの参加」から成る。例えば、第1節では、学校という組織は、「工場」というイメージよりも「職人の集まり」というイメージに近い。学校によっては、組織や管理という言葉に抵抗があり、目標管理や組織感覚が薄い場合もあるといったことなどが述べられている。第4節では、教職員以外にも保護者や自治会、自動民生委員、子供会など、教育の当事者、関係者は地域に多く存在している。こうした人たちに学校運営に加わってもらうために、学校評議員や学校運営協議会が設けられるようになってきていることなどが書かれている。

以上が学校経営関係のものである。学校経営や教職員の種類など、いわゆる内的な制度やマネジメント理論など様々なことが書かれている。ただ、教職論のテキストであるなら、教職論のための学校経営、これから教員免許状を取得していこうとする初年次の学生を读者として強く意識した内容、構成であるべきかもしれない。そうすることによって、単なる学校経営、教育経営関係のテキスト、章との差別化をはかることがかかってくるはずである。

## (2) 教育課程関係

【11】「**教育課程づくり・学校づくり**」は、第1節「学校づくりとは何か」、第2節「学校づくりと教育課程」、第3節「学校づくり・教育課程づくりの課題」から構成されている。例えば、第1節「学校づくりとは何か」では、教科と教科外にわたる教育活動の全体を通じて人間的自立

を支援する場が学校であるという考え方が示された後、学びと安心の場に変えるための意識的な取組が学校づくりであり、それは部分的、断片的な改善ではなく、「教育の直接責任制」を担保する取組を念頭において学校づくりを考えることが大切であることが記されている。

【23】「**教育課程の意義と編成の方法**」は第1節「教育課程の意義」と第2節「教育課程の編成と実施」によって構成されている。「教育課程の意義」においては、教育課程の法制が歴史的に述べられた後、現行の学校教育法施行規則や学習指導要領の解説などに基づいて、教育課程の意義について述べてある。次に、2006年（H18）における高等学校での未履修問題や、過去の永山中学校事件、伝習館高校事件といった具体的な事柄にふれつつ、学習指導要領の基準性が語られている。その後、学習指導要領の歴史的変遷が、昭和22年の「試案」以降平成20年まで簡潔に紹介されている。第2節「教育課程の編成と実施」では、国家が公教育に関与することの妥当性が、逆に教員が完全に自主編成権をもつことの違法性が述べられている。その後、教育課程を編成する上で、日本国憲法や教育基本法、学習指導要領等に従わなければならないこと、校長が編成の責任者ではあるが全教員と一致協力して編成ならびに教育活動に取り組むことなどが書かれている。

教育課程関係を扱っていたテキストの数は少なかったのであるが、政治的な内容が目立った印象をもった。立場や考え方の違いもあるし、教育の自由ももちろんあるが、教職論という授業のテキストとして、これから教師を目指そうとする者たちに対して、どういった内容をどの程度教えるのがよいのかについては検討が必要であるように感じた。

### 3. 教師と保護者・地域住民との連携<sup>3)</sup>

教師と保護者・地域住民との連携に関するものは、いずれも単一標記であると判断できる。

【15】「**学校・家庭・地域社会の役割と連携**」は、第1節「これからの学校教育の在り方」、第2節「これからの家庭教育の在り方」、第3節「これからの地域社会における教育の在り方」、第4節「学校・家庭・地域社会の連携」によって構成されている。第2、3、4節は、いずれも中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」からの引用である。

【32】「**学校の再生と家庭・地域との連携**」は、第1節「地域・家族の変容と学校の機能」、第2節「現代学校の再生課題」、第3節「子どもにやさしい地域・まちづくりと子どもの最善の利益実現」、第4節「子どもの権利条約といじめ問題に関わって」から構成されている。第4節だけでなく第3節も、記述されているのは、ほぼ子どもの権利条約とそれに関する事柄である。

【7】「**変容する子ども、家庭、地域**」は、第1節「変容する子どもたち」、第2節「揺らぐ家庭の役割」、第3節「失いつつある地域社会の教育機能」から構成されている。例えば、「変容する子どもたち」については、知的な事柄について“わからない”子どもたちと“わかってほしい”子どもたちが多くなっていることが書かれている。

【6】「**親と教師の人間関係**」は、第1節「父母と教師の人間関係」、第2節「親と教師の共通課題」から構成されている。日々の学校生活において教師が親（保護者）と接する機会は少なくないが、親に対して子どもに言うような口のきき方をする、挨拶ができない、電話の応対が上手くできないなど、社会性の未熟さに起因するような批判が教師に寄せられることもあることなど

が書かれている。

【13】「学社連携と教員の役割」は、第1節「学社連携とは何か」、第2節「学社連携によってつくられる授業の実践」、第3節「学社連携によってつくられる授業と教員の役割」から構成されている。学社連携による授業づくりの一例として、NPO（ゲスト・ティーチャー）による授業についてかなりの紙幅を割いて書いてある。その際、教師に期待される役割としては、教師が児童・生徒とゲスト・ティーチャーとの間の橋渡しとなって、お互いが活発に話せるよう配慮すること。ゲスト・ティーチャーが授業をしている間もその様子を観察し、万が一、授業のねらいから大きく外れてしまいそうなら、軌道修正をはかることなどが述べてある。

学校・家庭・地域社会の連携、協働が加速する中、それに関する章が「教職論」という授業のテキストで独立して設けられていることは納得できるものである。保護者や地域社会との連携、強力のためにもコミュニケーション能力や社会性が教員に求められるわけだが、では、そのために、読者（教職を志そうとしている者）が大学生時代に何をどのようにすればよいのか、といった視点からの記述はあまりみられない。

（佐々木司）

### Ⅲ. 教師教育に関する分野

#### 1. 教員養成

単一標記の章を中心としてテキストの内容を取り上げてみたい。

【6】「教員の養成」は、1戦前の教員養成、2戦後の教員養成、によって構成されている。戦前については、学制、師範学校設立、教育令、森有礼による師範学校令、師範教育令などが示され、戦後では教育使節団報告書、教育刷新委員会における方針、学芸大学・学芸学部・教育学部の設置、などの教員養成制度の変遷が示されている。

【4】では「戦前の教員養成」と「戦後の教員養成」との二つの章によって構成されている。戦前については、学制、師範学校の創設、森有礼の教育制度改革、森有礼の思想、師範学校の様子、師範教育令の公布、高等師範学校の増設、戦時体制下の教員養成等について記述されている。また、戦後については、米国教育使節団報告書、教育刷新委員会における方針、学芸大学・学芸学部・教育学部の設置、教育職員免許法、審議会の答申、免許制度の改正等について記述されている。

【5】「教師の養成と制度」は6節によって構成されている。1節「教師養成の歴史」では、学制のもとでの師範学校、教員数の変遷、当時の教員のあるべき性格、戦後の教員養成、開放制などに触れている。2節「教員と免許法」では、免許状の種類、免許状授与の資格要件について説明されている。3節「専門職としての教師」では、聖職としての教職、労働者としての教職、専門職としての教職について触れており、4節「教師の職務・研修」では、全体の奉仕者、教師の権利・義務、教師の職務、研修等について触れている。5節「教師の任用・身分・服務」6節「教師に就くために」となっている。

【11】「教員養成の仕組み」の内容を概観してみる。第1節「戦前の教員養成」では、小学校教員養成と中等教員養成との違いについて議論されている。第2節「戦後教員養成改革」では大学

による教員養成と免許状授与の開放制という二つの原則について説明されている。第3節「教員免許」では、免許状の種類や課程認定、免許状授与の特例措置など、細かな内容まで踏み込んで議論されている。第4節「今後の改革のゆくえ」では中央教育審議会で審議された新科目教職実践演習や免許更新制度、教職大学院の創設などについて説明されている。

【29】「**教師と教員養成の歴史**」の内容を概観してみよう。1「師範学校と教師の誕生」師範学校の創設、免許主義の誕生、森有礼の師範学校令、その後の師範教育令、また戦前の教員の待遇や給与、当時の教員に対する人々の見方について取り上げている。2「戦後の教員養成制度」では、戦後の教育刷新委員会の方向性、教育職員免許法、およびその改正、3「教員養成の現状」では、1997年の教育職員養成審議会答申による制度改革、2006年中央教育審議会答申を中心にその変容が示されている。4「教員免許制度改革の動向」では、答申の内容とともに免許更新制度について説明されている。

以上のように、教員養成という用語の単一標記の章は、歴史的な観点からの記述・説明が多い。他にも【24】【28】等で同様の観点での記述を行っている。戦前の師範学校による教員養成と現在の大学による教員養成との違い、免許状授与の開放制の原則、現在の制度に至るまでの経緯について包括的に触れている。また、中には、歴史的な説明を少なく抑えた上で、現代的な課題や制度改革に焦点を当てるテキストも見られる。

例えばテキスト【2】「**これからの学校と教員養成**」である。ここでは、中学生の学校への願い、子どもの個性と開かれた学校、学校や教師への不信感と期待、教師の資質・力量などについて、具体例を挙げながら整理し、その上で、免許法の改正や答申の内容、教員養成の課題について述べている。

【20】「**教師の養成教育**」は4つの節で構成されている。第1節「学部における教員養成カリキュラムの改革」では、免許状取得に必要な単位数、教職実践演習の新設・必修化、実地体験の重視、教育実習の充実などについて説明されている。第2節「教職大学院の設置」では、教職大学院の特色と役割、制度設計について説明されている。第3節「地方教育行政や高等学校の教員養成への関わり」では、独自の教員養成プログラムをもつ都道府県等、教員養成事業の内容と特別選考、高校における「教師」科目について説明されている。第4節「教師の質の担保 他国の教員免許制度との比較」では、アメリカ、フランス、ドイツの制度と比較し、日本の制度がアメリカのそれに近いことなどが指摘されている。

また【16】【22】等、教職大学院に焦点を当てているものもある。

## 2. 教育実習

単一標記の章を中心としてテキストの内容を取り上げてみたい。

【3】「**教育実習**」を取り上げる。このテキストは第1節「はじめに」の後、第2節「教育実習の移り変わり」において、開放制の教員養成、戦前から戦後にかけての教員養成の移り変わり、また教育実習の目的の変化、現在の問題点などについて触れている。第3節「教育実習における大学生の学びの実態」においては、ある実習生の一日の記録を紹介し、一日のタイムスケジュールにおける内容、さらには実習生の感想などかなりの分量で取り上げている。第4節「おわりに」

となっている。

【11】「教育実習」の内容である。このテキストでは、神戸大学における教育実習の一つである「障害児臨床実習」を取り上げている。第1節「教育実習の意義・目的」では、学生の感想文、神戸大学教育実習要綱、審議会答申をもとに意義と目的について説明する。第2節「教育実習（障害児臨床実習）の実際」では、基本的な考え方、学生の配置と指導体制、公開授業と指導講話、実習研究会など実習過程が示されている。第3節「具体的な実習の進め方と課題」では、ガイダンス、事前実習、実習、事後レポートなどの一連のスケジュール、およびその成果が示されている。

【20】「教育実習と介護等体験」の内容である。第1節「教育実習の定義と位置づけ」では、教育実習の定義、大学における教職課程の役割と教育実習の位置づけが、1997年の教育職員養成審議会答申や教育職員免許法施行規則等をもとに示されている。第2節「教育実習の実際」では、教育実習の事前指導、実習生の生活、実習後の感想、事後指導について詳細に説明されている。第3節「介護等体験の内容・目的・根拠」では、介護等体験特例法、目的と意義、介護等体験が義務付けられた根拠について説明されている。第4節「教育実習・介護等体験の課題と展望」では、学問的・制度的課題、各大学レベルでの課題、学習内容の構築、学習内容の開発について説明されている。

【29】「教育実習の意義と心得」の内容である。1「教育実習の意義と方法」では、戦前の教育実習、教育実習の性格、教育実習の意義、単位数と時間、内容と方法などについて説明されている。2「教育実習の実際」では実習の心得、教育実習実施要項、1週目から4週目までの実際の様子などについて説明されている。3「教育実習と学習指導案の作成」では、例として算数の詳細な学習指導案が掲載されている。4「教育実習の評価と活用」では、実習先の評価資料に基づいて大学として単位を認定することなどが説明されている。

複数標記の【23】「教職の意義と教育実習」についても取り上げておく。この章の1「教師に求められる資質能力・力量」では、1997年の教育職員養成審議会答申、2006年中央教育審議会答申等の内容を中心として教職の意義に関する内容が記述されている。2「教員養成と教育実習」では教員養成における教育実習の意義や目的が記述され、介護等体験やスクールサポーター等の教育実習以外の活動についても記述されている。3「教師の仕事」では、授業、学級経営、校務分掌などの職務の全体像が概観されている。4「教員（教師）の身分・地位」では、教育法規、服務、処分などが記述されている。

以上、教育実習の章について取り上げてきた。教育実習それ自体については、教育実習の目的、事前指導や事後指導、教育実習の様子、学生の感想文などが中心的な内容となっている。事例として取り上げる校種や教科は、テキストによって変わる。またテキストによっては、教育実習それ自体のみならず、教育実習を教員養成全体のあり方の中に位置づけて説明するものもある。

### 3. 研修

単一標記の章を中心としてテキストの内容を取り上げてみたい。

【3】「教師の研修」は7つの節で構成される。第1節「なぜ教師には研修が必要なのか」では、

いじめや不登校の問題、ILO ユネスコ「教員の地位に関する勧告」などが取り上げられている。第2節「『研修』は法律でどのように定められているか」では、教育公務員特例法が取り上げられている。第3節「研修とはどのようなものか」では、自主研修と行政研修の違い、行政研修の対象者、研究方法について説明されている。第4節「『初任者研修』とはどのようなものか」では、初任者研修の位置、制度、実際、さらには指導教員について説明されている。第5節「ライフ・ステージに応じた研修とは」では、教職経験年数に応じた研修制度について説明されている。第6節「大学院における長期研修とは」では、大学院での研修の現状と制度について説明されている。第7節「現在の研修をめぐる課題とは」では、自主研修と行政研修の関係、初任者研修における問題点、大学院研修の課題などが整理されている。

【7】「**教員の研修**」は4つの節で構成されている。Ⅰ「教師に研修が義務づけられているわけ」では、教育基本法と教育公務員特例法が取り上げられている。Ⅱ「現職研修と初任者研修」では、東京都の場合、初任者研修、校内研修について説明されている。Ⅲ「研修をめぐるさまざまな問題」では、研修を受けようとする教員の要望が、本属長によって承認されない場合があることについて説明されている。Ⅳ「実りある研修をすすめるために」では、教員個人の興味や関心に終わるのではなく、学校全体の資質を高めることが重要であると説明されている。

【11】「**研修と教師の成長**」の内容である。第1節「研修とは何か」では、研修の意味、教師の研修課題について示されており、第2節「教員研修制度の歴史と法制」では、戦後から現在にかけての研修の変遷、教師の権利・義務、文部科学省の解釈、勤務時間内の校外自主研修など、研修に関する議論について取り上げている。第3節「研修制度改革の課題と展望」では、長期研修や海外研修機会について触れている。

【13】「**教員と研修**」については、5つの項目について要点が整理されている。1「教員にとって研修とは」2「研修制度の現状」3「教育職員養成審議会答申：現在の研修制度の問題点」4「近年求められている教師像」5「指導力不足教員問題」となっている。

【15】「**教員のライフステージに応じた研修制度とその内容**」は、節を設けていない。審議会答申の内容をもとに、初任者研修、教職経験者研修、中堅教員の研修、管理職研修、長期社会体験研修、免許更新講習、指導改善研修などが説明されている。

【22】「**教師の研修**」を取り上げる。第1節「教師と研修のパラドックス 『教師であること』をめぐって」において、研修を受けなかったとしても教育を行うことができるが、研修を受けなければならないというパラドックスが取り上げられている。他の職業と比較しながら教職の研修の意義について考察している。第2節「研修の歴史」においては、戦前から戦後、現在に至るまでの研修の位置付けの変遷について、審議会答申を中心に取り上げている。第3節「研修の体系」では、初任者研修、10年経験者研修、指導改善研修、また自主研修について取り上げている。第4節「研修の歴史・体系からみえる教師の隘路」においては、専門家としての教師とサービス提供者としての教師という考え方の中で息苦しさを感じているのではないかという点が指摘される。第5節「創造的研修の構築にむけて 『教師であること』の可能性」では、今後の研修のあり方についての考察がなされている。

【26】「**教員の研修**」では、4つの節によって構成されている。1「研修内容とその体系」では、

教育公務員特例法を取り上げた上で、指定研修、一般研修、校内研修、自主研修という形態で区別する東京都の例を取り上げている。2「研修の服務上の取り扱い」では、職務研修、職務専念義務を免除される研修について説明されている。3「研修体系とその内容」では、初任者の研修内容、中堅教員の研修内容、管理職の研修内容等について説明されている。4「免許更新制度」では、更新制度の概要が示されている。

以上、研修に関する章を取り上げてきた。日本国憲法、教育基本法、教育公務員特例法などの法規に基づく法的制度的な観点からの説明は殆どのテキストに含まれる。また初任者研修、10年経験者研修、指導改善研修などの教員のライフ・ステージに即した説明が中心的である。自主研修の問題、大学院研修の問題、質的な充実など、現在の研修制度の課題についても、多くのテキストで触れられている。なお、テキスト【10】は、「教えることと学ぶこと 自己研修」という章で、自己研修に焦点を当て、大村はま、吉川英治、宮沢賢治などの事例から教師の果たすべき役割について議論していて、興味深い。その他、服務規程と合わせて説明している【9】【21】【24】、教員の資質と合わせて説明している【28】【29】、教員採用と合わせて説明している【20】【27】などもある。

(川野哲也)

#### Ⅳ. 教職の諸条件整備等に関する分野

##### 1. 教員の任用・勤務・服務・身分

この部分は学校という組織体において最も基本的で大切な部分であり、法的にも整備されている。従って、いずれのテキストにおいても、教育基本法、学校教育法、学校教育法施行令、教育公務員特例法、教育職員免許法、地方公務員法、私立学校法、労働基準法、中央教育審議会答申などをもとにして内容が組み立てられ、それぞれの観点から説明・記述がなされている。

【29】「教員の任用と服務」 1「教員の配置と任用」①教職員配置の原則、②教職員の資格、2「教員の身分と任用」①教員の身分、②教員の任用、③任命権者と服務監督者、3「教員の服務」①服務の根本基準、②職務上の義務、③身分上の義務、4「身分保障と分限懲戒」①身分保障と分限、②懲戒、5「勤務条件」①勤務時間と休憩時間、時間外勤務と教職員調整額、③年次有給休暇と時季変更権、④給与と各種手当によって構成され、これらのことの現状と法的根拠をもとにした教育行政や学校現場の立場をふまえながら記述されている。

【15】「教員の身分と服務義務」に節はなく、1「教育職員の身分」、2「教育職員の服務義務」①服務義務とは、②服務の宣誓、③服務義務の内容、3「事例検討」、4「学生の感想」としてある。主に教員の職務を示しながら教育職員に対する学生の感想を載せている。

【3】「教員の職務と身分」では、第1節を「教職員の編制」とし、①教職員の種類と配置、②配置基準、第2節「教員の職務」①職務の目的、②職務の内容、③職務の条件、第3節「教員の任用と身分」①教員免許状の種類、②任用、③身分、第4節「教員の服務」①職務上の義務、②身分上の義務、③服務の監督、④校務分掌権と職員会議の関係、さらに、第5節では「教員の勤務条件」①教員の勤務時間、②教員の給与、③今後の教員の待遇、について諸法令、特に地方公務員法を中心に解釈しながら説明されている。



【26】「教員の勤務と服務」では1「学校での勤務」①勤務条件、②一日の勤務、③年次有給休暇と慶弔休暇、④休業日の勤務、2「教員人事と給与等」①教員選考と条件付採用、②教員の人事考課制度、③異動、④教員の給与、⑤福利厚生、3「教員の服務規律」①教員は全体の奉仕者、②職務上の義務、③身分上の義務、4「教職員の身分保障と行政処分」①分限処分、②懲戒処分、について資料や法令をもとに記述されている。

上記以外のテキストにおいても、任用、勤務、服務、身分については前述の諸法令等をベースに、各執筆者が設定するテーマに従って組み立てられている。

【6】「教師の身分」では、1「教師の身分」①教師の身分とは、②「全体の奉仕者」としての教師、③教師の資格要件、④教師の身分保障、2「教師の職務と権利」①学習指導、②生徒指導、③進路指導、④学級経営等、⑤その他、3「教師の服務」①教師の服務とは、②職務上の義務、③身分上の義務、について依拠する法律をもとに簡潔に述べられている。

【7】第3章「教師の身分」において、I「教員の身分と依拠する法律」①所属による身分の相違、②県費負担教職員、③全体の奉仕者としての教員、II「教員と資格」で、教員になる資格を①積極的資格、②消極的資格に分け、III「採用」①教員の選考、②条件付き採用に触れ、IV「教員の身分保障」において、①法的規定、②待遇適正化の保障、③不利益処分に対する保障、④「指導力不足教員」の異動、V「人事異動」、VI「昇任」、さらにはVII「分限と懲戒」①分限、②懲戒、VIII「退職」によって構成され、それぞれ法律をもとに実際の教職生活に沿った内容で説明されている。また、第4章はI「服務とは」、II「服務の根本基準」、III「服務の宣誓」、IV「法令および上司の職務上の命令に従う義務」①法的規定、②命令に従うのが困難な場合、V「職務専念義務」①法的規定、②休憩時間について、③職務専念義務を免除される場合、④研修について（職務専念義務免除との関わりで）、VI「信用失墜行為の禁止」①法的規定、②セクシャルハラスメントについて、VII「秘密を守る義務」、VIII「政治的行為の制限」では①教育の政治的中立の原則と教員への規制、②公立学校教員の政治的行為に対する国家公務員並みの制限、IX「争議行為等の禁止」、X「営利企業等の従事制限」、と組み立てられている。そして、それぞれの章尾に課題が設定されており、学生のテキストとして活用されるところであるが、現場の教員の研修テキスト・資料としても有効に活用できる内容である。

【9】「教員の研修と服務」では、服務に関して、3「教員の服務と身分保障」において①服務の根本基準、②職務上の服務、③身分上の服務、④身分保障、教員のあり方をテキスト番号【6】【7】と同じく法律をもとに記述されている。

【18】「教員の身分と服務」第1節「教員の身分」①教員の身分、②教員の任用、③教員の待遇、第2節「教員の職務と服務規程」①教員の職務、②服務規程（1）－職務上の義務－、③服務規程（2）－身分上の義務－、④教員に対する分限と懲戒、第3節「勤務評定・教員評価」①勤務評定制度、②指導力不足教員への対応、③教員評価の新たな試み、と組み立てられており、昨今の教員評価の状況を解説するとともに積極的な取り組みについて書かれている。

【20】「教員の職務」第1節「教師という職」①教職員の身分の原則、②教育公務員としての教職員、③県費負担教職員という特例、第2節「教師の服務と分限・懲戒」①教職員の服務義務、②身分保障と分限、③懲戒、第3節「学校の教職員組織」①教職員の種類と配置の原則、②管理

職の役割、③主任の役割、第4節「教師の職務」①教諭の職務の実際、②専門職としての教師の職務、について書かれている。

【21】「教員の研修と服務規程」では、第2節「教員の服務規程と身分保障」①服務の根本基準、②職務上の服務、③身分上の服務、④身分保障、まとめていえば服務規程について述べられている。

【22】「教師の職務・服務・校務分掌」では第1節「教師の職務・服務」①教師の職務、②服務、として職務に従事する基本的姿勢をもとにして、第2節「校務および校務分掌」①校務、②校務分掌、さらには2007年学校教育法の一部改正によって設置された新たな職を、第3節「新たな「職」としての副校長・主幹教諭・指導教諭」①副校長・主幹教諭・指導教諭設置の趣旨、②副校長、③主幹教諭、④指導教諭、によりそれぞれの職務とその内容、さらに各県の設置状況についても紹介されている。

【24】「教員の研修と服務規程」の中で、服務規程・身分保障については、3「教員の服務義務」①公務員としての服務義務、②教員の職務上の義務、③教員の身分上の義務、4「身分保障」①教員の身分と人事、②教員の勤務条件を述べるとともにコラム欄を設け「職員団体」についても言及している。

【28】第7章「任用と服務」で、1「はじめに」、2「根本基準」①平等取扱の原則—地公法第13条、本条は、憲法第14条（法の下での平等）の原則を地公法の適用関係について具体化したもの、②成績主義・能力実証主義（メリットシステム）—地公法第15条、公正な任用によって、行政の能率と中立的性格を確保しようとするもの、3「制限」、4「形式」①任用（採用、昇任、降任、転任）の方法、②その他の任用形式、5「方法」①競争試験、②選考、6「条件付採用」で、①地方公務員、②教育公務員、7「転任」①法的性格、②任命権者、③意義、④校長の意見具申、8「服務制度」①服務の根本基準、②服務義務の分類、③県費負担教職員制度、9「職務専念の義務」において、①職務に専念する義務—地公法第35条、②職務専念義務の免除、10「服務の宣誓」、11法令・職務命令に従う義務①法令等及び職務上の命令に従う義務—地公法第32条、県費負担教職員の場合、地教行法第43条第2項、法治国家における行政運営の基本原則、②職務命令、12「信用失墜行為の禁止」、13「秘密を守る義務」、14「政治的行為の制限」、①教育公務員にたいする政治的行為の制限、②教育と政治活動、15「争議行為の禁止」①争議行為の絶対的禁止、16「兼業兼職」①営利企業等の従事制限、②教育公務員の兼業・兼職、17「分限及び懲戒」によって構成されている。「争議行為」については、過去の争議行為の態様とその判例を掲載し内容を深化させている。第8章「勤務条件」では、1「はじめに」、2「勤務条件の決定」①勤務条件の意義、②勤務条件の分類、③勤務条件決定の原則、④労働3法等の適用状況、3「給与」①給与の基本原則、②給与決定の原則、③労働基準法の適用、④重複給与の禁止、⑤給料表に関する報告及び勧告、⑥給与決定の手続き、⑦給与支給に関する原則、⑧教員給与の見直しの経緯、⑨給与の負担・・・義務教育費国庫負担法、⑩給与の請求権、⑪給与水準、⑫給料、4「勤務時間等」①勤務時間、②勤務時間の割振り、③勤務時間割振りの委任・専決、④週休日の振替え、⑤休憩時間及び休息時間、⑥時間外勤務、⑦変形労働時間制、⑧出勤、⑨欠勤、⑩遅刻・早退、⑪外出・離席、5「休日（勤務を要しない日）」①休日、②条例上の休日、③休日の代休日、

休日勤務、6「休暇制度」①年次休暇、②病気休暇、③特別休暇、7「休暇の手続き」、8「組合休暇の承認」によって組み立てられている。現在の教育委員会及び教職員を取りまく状況が詳しく記述されており学生のテキストのみならず現場教職員にとっても役立つものとなっている。また、各章に「学習課題」が設けてあり、このテキストによって自学自習も可能であるように編集されている。

章として「教員の任用・勤務・服務・身分」に関するテキスト数は13冊、全テキストに占める割合は43.3%であった。

## 2. 教員の免許・採用試験

### (1) 教員免許

教員免許制度については、これまでは免許を取得することについての解説・説明が主流であったが、2008年に教育職員免許法施行規則が改正されたことにもない、免許状更新制に関する内容も取り上げられるようになった。

【20】「**教員免許制度**」、第1節「教師と教員免許制度」①教師と教員免許状、②教師の養成と教員免許制度、第2節「教員免許状の種類」、①教員免許状の種類、②上位免許状の取得（上進制度）、第3節「社会人の登用、免許制度の総合化・弾力化」①社会人の教師への登用、②教員免許制度の総合化・弾力化、第4節「教員免許更新制」①教員免許更新制までの経緯、②免許状更新講習で構成されている。教員免許制度及び新たに定められた更新制について、さらにそれへの対応など幅広く詳述されている。

【22】「**教員免許更新制の意義と問題点**」では、第1節「教員免許更新制とは」①教員免許更新制の目的、②適用免許状、③免許状の有効期間、④免許状を有しながらも教員になる予定のない者、いわゆる「ペーパーティーチャー」の場合、⑤免除対象者について、⑥更新講習について、⑦更新講習の質の確保・向上のために、⑧修了認定、⑨やむを得ず更新講習が受けられない場合、⑩教員免許の有効期限が切れた場合、第2節「教員免許更新制の意義」、第3節「教員免許更新制の問題点」、第4節「終わりに」としている。ここでは教員免許更新制に絞り込んで記述されている。

上記以外のテキストで、章が見られる【10】では、「**教育職員免許法と教師の専門性**」、1「教員免許制度の理念」、2「現行の教員養成制度」、3「近年の教師教育制度改革」により教員免許についての現状を説明するとともに問題点も提起されている。

また、【13】「**教員免許取得に向けて**」は、教員免許取得に向けての必要な知識や教職に関心を持たせる観点から、1「教職に関する科目」を学ぶ、2「教科に関する専門知識」を学ぶ、3「教育問題に関心をもつ」、4「おわりに」の順に編集・説明されている。

【19】「**学生と教員免許**」、サブタイトルを「—なぜ、教員免許を取得したいのか—」として、教員になるという観点から学生の教員免許取得についての回答をもとにして教員免許についてわかりやすく解説されている。

【31】「**教師教育の制度（1）—教員養成—**」は、1「戦後教員養成制度の成立・展開過程」①大学における教員養成の原則、②免許状授与の解放制の原則、2「教員養成制度の現状と課題」

①学部段階における教員養成制度の現状と課題、②大学院修士課程における教員養成の現状と課題、3「教員免許制度」①教員免許状の種類、②免許基準、③免許状授与の特例措置によって組み立てられており、教員養成の状況と課題を分析する中で教員免許状について記述されている。

## (2) 教員採用試験

教員採用試験については、採用試験の枠組み、概略のみならず採用試験を受験するという立場、ある意味キャリア教育的立場に立っての記述がなされている。

【28】「教員採用試験」で、1「はじめに」、2「採用試験」①筆記試験、②論作文試験、③面接試験、④実技試験、⑤適性検査、3「募集要項」、4「スケジュール」、5「面接試験の種類と方法」①個人面接、②集団面接、③模擬授業、④場面指導（ロールプレイング）、6「評価対象」①教員としての適格性、②あるべき教師像としての資質能力、③「能力」体系の観点、7「面接への対応」①面接（会話）の基本、②相手に好感を与えるそつのない態度、③第一印象の大切さ、④挨拶、返事、⑤話し方、⑥聞き方、⑦座り方、立ち方、⑧受付から退出まで、採用試験の最初から終わりまでのすべてを示すとともに各都道府県の採用試験の状況も確認し、受験する学生の道しるべとなるよう具体的かつ詳細に述べられている。

【10】「教員採用選考試験」では、1「教職へのアプローチ」をはじめとして、2「教員採用試験」については公立学校の教員採用を中心に、そのアウトラインが書かれている。

上記以外の章で、教員採用試験について述べているのは、【11】は「採用試験」、第1節「教員採用試験の仕組み」①教師の選考、②選考権者と任命権者、第2節「教員採用試験の実態と改革動向」、①採用選考方法の変化、②求められる能力、③求められる資質、第3節「教員採用をめぐる新たな動き」、第4節「教員採用試験の問題点」から成り立っており、教員採用試験の枠組みを述べながら採用選考試験の在り方が考察されている。

【13】「教員になるために一教員の「生きる力」－」は、1「教員免許状の種類と欠格条項・失効」、2「教職課程—実践力重視の教員養成」、3「教員採用試験—教科中心主義からの脱却」、4「私立学校の採用—私学教員適性検査」、5「臨時任用」、と組み立てられ、教員になることについてダイジェスト的に説明されている。

【29】「教職への進路選択と教員採用選考」では、1「大学生の進路選択と教職」①教員免許状と進路選択、②教職への道—採用の方法、2「教員採用試験の実態」①教員採用選考の近年の傾向、②教員採用選考の方法・時期、3「教員採用選考の傾向と対策」①筆記試験の傾向、②面接等の傾向、により教員採用試験の全体像を詳しく解説し、資料等で学生自身が受験しやすいように編集されている。さらに、第11章において「面接・模擬授業にどう臨むか」、1「面接の基礎知識」①面接カードの意義、②面接の実施形態と課題、2「面接の評価方法」、3「面接時の心構え」で構成されており、キャリア教育的な観点から第10章の教員採用試験において求められているものをさらに明確化し補って書かれている。

【32】「教員の養成と採用」は、1「現代日本の教員養成」①教員免許状のしくみ、②教員養成の開放制、③教員養成の教育課程、④教員免許状の授与に続いて、2「現代日本の教員採用」①教員の任命と採用の実施主体、②教員採用選考の内容、③教員採用の倍率、④教師としての1年

目、⑤臨時採用、3「近代日本における教員養成と採用」①免許主義とその実態、②教員養成を目的とする師範学校、③戦後教育改革の中の教員養成」と組み立てられ、教員養成の歴史的な流れ及び現代日本における教員免許状、教員採用の状況が説明されている。

### 3. 教育関係法規（学習指導要領を含む）<sup>4)</sup>

#### (1) 教育関係法規

これまでの教育関係法規における教員の任用、勤務、服務、身分などについての解釈は職務遂行という観点からの解釈、説明が中心であったが、ここでは教員としてという観点からの解釈が主となっている。

【13】「教員に関する法規」の1に「教員の権利・義務」①教員が従わなければならないキマリ一権利と義務、②教員はクビにならない？ 一分限・懲戒処分、2「体罰と法規」①民事責任、②刑事責任、3「その他 教員に関する法規いろいろ」①知らせる？ 知らせない？ 一個人情報保護法、②教材作りの落とし穴 一著作権法について教員の権利、義務などの基本的なことが説明されている。

【27】「教師をめぐる法律」、1「教師と法律の関係」①教育に関する法令、②教師の教育活動、2「教育職員免許法と教員養成の改革」①教育職員免許法、②教員養成制度、3「教師の身分と服務義務」①教師の身分、②教師の服務義務、さらに4「教師にかかわるその他の法律」①給与、②勤務時間、③出産・育児休暇（休業）について記述され教師に対する法的な部分が示されている。

【2】「教師の法制上の地位と役割」として、1「教師の法的地位」①現行法における教師の法的地位、全体の奉仕者、教育と教育行政の区別、教師の教育権、教師の教育権の内容、②戦前教師の地位と国際的水準、戦前の教師の地位、戦後の教師の地位、ユネスコ・ILO「教師の地位に関する勧告」、2「教師の地位に関する現代的課題」①現代学校における教師の役割、教育裁判と子どもの人権、安全配慮義務と誠実応答義務、子どもの権利条約と教師、②これからの課題、と構成され現行法制上の教師の地位についてさらには国際的水準や戦前の状況を記述し、これからの教師の地位とあり方についての問題提起がなされている。

#### (2) 学習指導要領

【24】「教育内容と学習指導要領」は、1「教育内容と教育課程」①4つの教育活動過程と教育内容、②教育課程の定義と編成原理、2「教育課程の類型」①教科カリキュラム、②相関カリキュラム、③融合カリキュラム、④広域カリキュラム、⑤経験カリキュラム、⑥コア・カリキュラム、3「教育課程の基準」①教育課程編成の主体、②学習指導要領と幼稚園教育要領、から成り立っており学校における4つの教育活動と教育内容を検討しつつ教育課程編成のもととなる学習指導要領について説明されている。

【26】「新世紀最初の学習指導要領の役割」と題して学習指導要領の改善により、生きる力の理念の実現をめざした教育を推進する必要があることを、中央教育審議会答申の提言とともに紹介している。1「改訂の趣旨と検討の経緯」①「21世紀を展望した我が国の教育の在り方」（中教

審答申 1996 年)、②中央教育審議会第二次答申 (1997 年 6 月)、③「新しい時代を拓く心を育てる」(中教審答申 1996 年 6 月)、④前回の学習指導要領改訂の趣旨 (1998 年度告示)、⑤新学習指導要領改訂の主な改訂点 (1998 年度告示)、⑥教育内容の削減と学力の問題、⑦「総合的な学習の時間」の実践、⑧学校設定教科及び科目の設定、2「新学習指導要領について」。また、東京都の新しい学校づくりへの取り組みを、3「高等学校教育の現状と課題」、①都立高等学校教育の現状、②都立高等学校改革の基本的な方向、③特色ある学校づくりの推進、④開かれた学校づくりの推進、⑤特別支援教育の現状と課題として紹介するとともに、4「学習効果の評価の在り方(教課審答申 2000 年 12 月)」①評価の機能、②評価の基本的な考え方、③指導要録の取り扱い、④高等学校の指導要録、について述べられている。

上記以外のテキストにおいては、【9】「教員の職務と学習指導要領」で第 1 節「学習指導要領と教員の職務」①教員の職務、②学習指導要領の変遷、③学習指導要領の法的拘束性、④学習指導要領と教科書、⑤国旗、国歌の問題、第 2 節「教科の指導と教員」、①中学校における教科指導、で構成されており教員としての職務(教育)、また教育(授業)するにあたっての学習指導要領と教科書のとらえ方、さらに指導のあり方について記述されている。

(金田重之)

## 総括

最後に簡単な総括を試みたい。本稿では、冒頭に記したように本研究(I)で示した 15 分類のうち 13 分類の章を分析対象とし、これらを 4 分野に位置づけまとめた。そして、各分野の各章の節・項目のタイトル等を中心に資料を整理し、紹介してきた。各分野・章のポイントに関しては、紙幅の関係もあり、ここでは繰り返さない。

なお、本稿は資料を並べ立てたばかりの面白みのない論文だとの誹りをまぬかれないかもしれないが、本研究のねらいが「教職論」の標準化に向けての参考資料の提示にあるので、資料を極力忠実に紹介することに努めた次第である。資料の紹介に当たっては、できるだけ類型化したいと考えたが、論の構成・内容が多様であり困難を伴うものであった。また、テキストを章別に取り上げるのではなく、全体としての論の構成を分析する手法も必要であったかとも考える。これらの限界を承知しつつも、本論文が幾分なりとも関係者の参考になれば幸いであると願っている。

(田代直人)

## 【注】

- 1) 筆者(田代)は①専門的知識・技能の側面②人間的・人格的な側面と表現している。
- 2) 学級経営は教育活動だけでなく、条件整備的な面もあるが、あえてここに分類した。
- 3) 「教師(学校)と保護者(家庭)・地域住民(地域の関係機関・団体を含む)」とすべきであるが簡潔な標記とした。
- 4) 教育法規を広義に解釈し、学習指導要領をここに分類することとした。また、この分類は 9「教員の任用・勤務・服務・身分」と内容的に重複する部分があるが、独立した分類とした。

## 参考文献

- ①大庭茂美「『教職論』教科書の比較研究」『九州女子大学紀要 人文・社会科学編』第41巻、第3号、2005年。
- ②日本教育経営学会編『教員の専門性と教育経営』日本教育経営学会紀要第43号、第一法規、平成13年5月。
- ③教育職員養成審議会答申『教員の資質能力の向上方策等について』昭和62年12月
- ④教育職員養成審議会答申『新たな時代に向けた教員養成の改善方策について』（第1次答申）平成9年7月
- ⑤中央教育審議会答申『21世紀を展望した我が国の教育の在り方について』（第1次答申）平成8年7月
- ⑥教育職員養成審議会答申『養成と採用・研修との連携の円滑化について』（第3次答申）平成11年12月
- ⑦中央教育審議会答申『今後の教員免許制度の在り方について』平成14年2月
- ⑧中央教育審議会答申『新しい時代の義務教育を創造する』平成17年10月
- ⑨中央教育審議会答申『今後の教員養成・免許制度の在り方について』平成18年7月
- ⑩中央教育審議会答申『教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について』平成24年8月
- ⑪田代直人・佐々木司編『新しい教育の原理—現代教育学への招待』ミネルヴァ書房、2010年3月
- ⑫ M.C. Nolte, *An Introduction to School Administration Selected Reading*, The Macmillan Company, 1966.

最後に本研究（I）の訂正を、この紙面を借りて記しておきたい。すなわち、①4ページ4行目：テキスト数は「13冊（43.3%）」を、「12冊（40.0%）」に、②5ページ6行目：テキスト数は「14冊であり、46.7%」を「13冊であり、43.3%」に、③5ページ14行目：テキスト数は「9冊であり、その割合は30.3%」を「8冊であり、その割合は26.7%」に、④5ページ下から5行目：テキストの数は「16冊（53.3%）」を「15冊（50.0%）」に、⑤6ページ18行目：「8冊（26.7%）」を「7冊（23.3%）」に訂正する。

